

●規程改正の概要

要 旨	職員の退職手当の改定等に鑑み、役員退職手当規程の一部改正を行う。																									
内 容	<p>1 経緯</p> <p>○ 職員の退職手当について、山梨県職員に準じて引き下げを行った。 (平成 30 年 2 月 1 日に施行)</p> <p>○ 今般、山梨県において、特別職の職員の退職手当に関する条例が改正され、県の特別職の支給割合が引き下げられることとなった。 (引き下げ率 約 3.4%)</p> <p>2 改正の内容</p> <p>役員退職手当の支給割合を次のとおり改定する。</p> <p>退職手当支給割合 84/100 → 81.1/100 (△3.4%)</p> <p>(退職手当支給額 = 退職時基本報酬月額 × 勤続年数 × 支給割合)</p> <p>【参考】山梨県の支給割合の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>知事</td> <td>52/100</td> <td>→</td> <td>50.2/100</td> <td>(△3.5%)</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>38/100</td> <td>→</td> <td>36.7/100</td> <td>(△3.4%)</td> </tr> <tr> <td>公営企業管理者</td> <td>24/100</td> <td>→</td> <td>23.2/100</td> <td>(△3.3%)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>23/100</td> <td>→</td> <td>22.2/100</td> <td>(△3.5%)</td> </tr> <tr> <td>常勤監査委員</td> <td>12/100</td> <td>→</td> <td>11.6/100</td> <td>(△3.3%)</td> </tr> </table> <p>(退職手当支給額 = 退職時給料月額 × 勤続月数 × 支給割合)</p>	知事	52/100	→	50.2/100	(△3.5%)	副知事	38/100	→	36.7/100	(△3.4%)	公営企業管理者	24/100	→	23.2/100	(△3.3%)	教育長	23/100	→	22.2/100	(△3.5%)	常勤監査委員	12/100	→	11.6/100	(△3.3%)
知事	52/100	→	50.2/100	(△3.5%)																						
副知事	38/100	→	36.7/100	(△3.4%)																						
公営企業管理者	24/100	→	23.2/100	(△3.3%)																						
教育長	23/100	→	22.2/100	(△3.5%)																						
常勤監査委員	12/100	→	11.6/100	(△3.3%)																						
施行期日	平成 30 年 3 月 12 日から施行する。																									

役員退職手当規程 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、在職期間1年につき、退任し、解任され又は死亡した日におけるその者の基本報酬月額に<u>100分の81.1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、在職期間1年につき、退任し、解任され又は死亡した日におけるその者の基本報酬月額に<u>100分の84</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>